

令和7年7月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和7年7月25日 午後1時30分	
2. 場 所	市民福祉総合プラザ 3階 健診室	
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1番 宮本 国男	㊟ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
㊟ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	㊟ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	○ 松本 伸雄
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 松瀬 竹虎
	○ 徳田 詳吾	㊟ 新見 哲也
		○ 高田 良彦
		○ 渡口 学
		○ 小林 重喜
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
主事補 川崎 涼		
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
4 番 末武 章	5 番 引地 国弘	

【事務局長】

皆様、こんにちは。ただ今から令和7年7月の農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、農業委員2番、瀬川委員、16番、金子委員、推進委員2番、山下委員、5番、山口委員、10番、新見委員、出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

なお、農業委員2番の瀬川委員につきましては、お父様がお亡くなりになられたということで伺っております。お通夜は本日6時から、告別式が明日の11時から鷹島斎場で執り行われるということで、皆様にご連絡いたします。

それでは会長のご挨拶をいただきまして、7月の総会に入りたいと思います。

【会 長】

改めまして皆様こんにちは。本日のご出席有難うございます。先日の7月22日は、一年の内で最も暑さの厳しい大暑でした。大暑は気候の変わり目を示す二十四節季の一つです。ただ最近では、連日大暑という感じでこの暑さは当分続きそうです。農作物への影響が大変心配です。

さて、私の地元の小学校の御厨小学校では、約20年前から「こ・あ・じ」の挨拶が励行されています。松浦市はアジの水揚げ日本一ということから命名された挨拶運動です。「こ・あ・じ」の「こ」は心を込めて、「あ」は頭をさげて、「じ」は自分からです。私は農業委員として、農地の状況確認や掘り起こし活動などで、担当地区をまわる時に農家の方々に対して、この「こ・あ・じ」の挨拶や会話を心掛けています。私自身、中立委員ということで、農業は素人です。長年に亘って農業経験を積み重ねてこられた農業者の方々に対して、尊敬の念、リスペクトの心を持つべきだと考えるからです。また、農業委員と農地利用最適化推進委員の使命は農地を守ること、そして農地の最適化だと考えています。私自身、まだまだ実践は不十分ですが、担当地区に足を運ぶ時には、農業者の方々に尊敬や感謝の心を運ぶという姿勢で臨むよう努めています。

結びになりましたが、自然相手の農業なので難しさはありますが、農作物への暑さ対策と同時には、皆様ご自身のお体の暑さ対策にも十分ご配慮いただきますよう、お願い申し上げ私の挨拶とさせていただきます。それでは本日の総会、よろしくお願いたします。

【議 長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員4番、末武委員、同じく5番、引地委員にお願いします。

続きまして、報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

続きまして農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）でございます。1件ございます。貸人、志佐町西山免■■番地の■■■■氏、借人、志佐町西山免■■番地の■■■■氏の契約については、長崎県農業振興公社を通したA t o Bの契約となっております。農地の表示は志佐町西山免山副■■番の田122㎡と同じく山副■■番の田3268㎡の二筆、合計3390㎡です。この度、借人である■■■■氏から貸出条件の相違があったとした貸し人の都合により解約となったものでございます。

続きまして農地法第3条の3の規程による届出（相続）でございます。3件ございます。1件目です。被相続人は志佐町西山免■■番地の■■■■氏及び■■■■氏です。相続人は志佐町西山免■■番地の■■■■氏です。農地の表示は志佐町西山免字本蔵■■番から同地字後谷■■■までの田7筆、畑9筆の合計16筆、合計面積18002㎡です。被相続人の■■■■氏が亡くなった後、平成20年8月17日に妻の■■■■氏が相続され、その後、■■■■氏が平成24年12月15日に亡

くなられました。相続人の■■■■氏から令和7年5月22日に相続登記が完了したということで、令和7年6月23日に届出があり、同日受付をしております。2件目です。被相続人は志佐町栢木免■■番地の■■■■氏、相続人は志佐町栢木免■■番地の■■■■氏です。農地の表示は志佐町栢木免字山浦■■番と■■番の田二筆、合計面積3635㎡です。被相続人の■■■■氏は令和7年4月16日に亡くなれ、相続人の■■■■氏が令和7年6月18日に相続登記が完了したということで令和7年7月8日に届出があり、同日受付をしております。3件目です。被相続人は志佐町赤木免■■番地の■■■■氏、相続人は志佐町赤木免■■番地の■■■■氏です。農地の表示は志佐町赤木免字柳之瀬■■から同地字山神■■までの田9筆、合計面積6138㎡です。被相続人の■■■■氏は令和7年4月10日に亡くなれ、相続人の■■■■氏が令和7年6月24日に相続登記が完了したということで、令和7年7月10日に届出があり、同日受付をしております。

最後に提案事件の集計表です。議案書は2ページをご覧ください。この後ご審議いただく内容となっております。農地法関係が3件ございます。また、承認関係として農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請について、一般農家分が8件と農業委員関係分が2件ございます。報告は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか？はい、無いようですので、付議事項に入ります。3ページ議案第34号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第34号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事件番号1です。譲渡人は佐賀市末広一丁目■■■■の■■■■氏です。譲受人は志佐町白浜免■■番地の■■■■氏です。申請地は志佐町白浜免字丸田■■■■の畑661㎡ほか10筆で合計面積7671㎡です。申請事由は経営規模拡大のためということで、双方が合意され売買によって所有権移転というものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、牛を8頭飼われており、水稻やWCSの作付けを行うなど精力的に農業に取り組まれております。農従者は2名、農業従事日数は年間300日となっております。その他申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。事件番号2です。譲渡人は佐世保市天神■■■■の■■■■氏です。譲受人は御厨町大崎免■■番地の■■■■氏です。申請地は御厨町大崎免字深田■■■■の田、281㎡です。申請事由は経営規模拡大の為ということで双方が合意され売買によって所有権移転するものです。実態としては、申請地は■■■■氏が耕作する田の畦畔に当る部分であって、これまでも■■■■氏が管理耕作していた経緯があることから正式に■■■■氏へ名義を変更するものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが葡萄などを精力的に作っています。農従者は2名で農業従事日数は年間280日となっております。その他申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、要件のすべてを満たすと考えます。事件番号3です。譲渡人は長崎市長浦町■■番地の■■■■氏です。譲受人は福島町里免■■■■の■■■■氏です。申請地は福島町里免字山川■■■■の田762㎡です。申請事由は経営規模拡大の為ということで双方が合意し贈与によって所有権移転するということです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、水稻などを精力的に作付けしております。農従者は1名で農業従事日数は年間150日となっております。その他申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、要件のすべてを満たすと考えます。以上ご審議を致します

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。それでは事件番号1番について、地元委員さんのご意見をお願いします。推進委員7、山口委員をお願いします。

【山口委員】

推進委員7番、山口です。只今、事務局から説明があったとおりです。譲受人の■■■■さんは親子で精力的に農業をされております。譲渡人は地元におられず親戚関係にある為、譲渡人の田畑を前々から耕作されておりますので特に問題ないと考えますのでよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございます。事件番号2番について農業委員4番、末武委員ご意見をお願いします。

【末武委員】

農業委員4番、末武です。事件番号2の■■■■さんの件ですけれども、譲受人の■■■■さんは長年に亘ってされてきたということで、事務局から説明があったとおり問題ないと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして事件番号3番について、推進委員14番、紙本委員、ご意見をお願いします。

【紙本委員】

推進委員14番、紙本です。事務局から説明があったとおりです。■■■■■さんは住所は福島町となっておりますけど、現在、松浦市の消防署に勤務されておられて志佐に住んでおられるそうです。今のところは耕作は難しいけれども、月1回福島に来て草刈り関係をしているとのことで■■■■■のお兄さんが家の後継者でおられますので、時々管理しているということでありましたので問題は無いかと思っております。ご審議よろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議案第34号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、許可するものといたします。

それでは、5ページ、議案第35号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第35号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてご説明いたします。議案書の5ページから24ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。全部で8件の計画となっておりますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしく願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りますので、ご確認をお願いいたします。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案第35号農用地利用集積等促進計画(一括方式)については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。

続きまして議案第36号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてを議題といたします。農業委員17番、須藤委員の退席をお願いいたします。

(須藤委員 退席)

事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第36号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてご説明いたします。議案書の25ページから32ページをご覧ください。農業委員関係分となっております。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。全部で2件の計画となっておりますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしくをお願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りますので、ご確認をお願いいたします。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案第36号農用地利用集積等促進計画(一括方式)については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。

須藤委員の入室をお願いいたします。

(須藤委員 着席)

【議 長】

以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項に入ります。事務局、お願いします。

【協議及び事務連絡】

- ・ 農業委員等の公務災害補償制度について
- ・ 農地パトロール(利用状況調査)について
- ・ 熱中症対策について
- ・ 全国農業新聞のリコーリース切り替えに関する案内文書について
- ・ 地区別農業委員会委員研修会の開催について(9/26開催予定)
- ・ 農業者年金加入推進特別研修会について
- ・ 視察研修について
- ・ 借り手助成金について

それでは本日の総会を終了いたします。来月の総会は8月27日（水）となっております。本日はお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 15 分